

社会福祉法人ウエルNC

介護職員初任者研修事業 実施要綱

第1条 事業の目的

社会福祉法人ウエルNC（以下「当法人」という。）が行う本研修事業は、介護に対する正しい知識・技能を習得し、自立支援のための基本的な介護業務が提供できる介護職員を養成し、地域社会に貢献することを目的とし、研修事業を実施する。

第2条 研修事業の名称、形式及び定員

名称：社会福祉法人ウエルNC 介護職員初任者研修

形式：通学形式

定員：10名

第3条 受講対象者

18歳以上の者で、福祉に関心を持ち、介護業務について学ぶ意欲のある者。但し、18歳以上の高校生については、保護者の同意を必要とする。

介護業務に従事することが確定している又はすでに従事している方で資格取得を希望している者。

第4条 受講料及び使用教材

受講料：60,000円（テキスト以外の教材費は含む。）但し、テキスト代は実費とする。

使用教材：介護職員初任者研修テキスト 全3巻セット

一般社団法人 長寿社会開発センター

第5条 研修の内容および科目の免除

研修期間、研修カリキュラム、担当講師、研修場所は別紙のとおりとする。

受講時間は130時間とする。

科目の免除は行わない。

受講時、指定された出席簿に自筆でサインするか、押印を行う。

第6条 受講手続および本人確認の方法

受講手続きは当法人指定の申込用紙に必要事項を記入の上、申し込むこととする。受講決定後、受講決定通知書を送付する。指定の期日までに受講料、テキスト代を納付しなければならない。但し、開講7日前までに解約の申し出があった場合は受講料の全額を返還するが、開講前6日以降の返金を行わない。

受講申込受付時または初回の講義時に、下記の公的証明書にて受講者本人であることの確認を行うとともに、その原本又は写しを保存することとする。

ア 戸籍謄本、戸籍抄本もしくは住民票

イ 住民基本台帳カード

ウ 在留カード等

- エ 健康保険証
- オ 運転免許証
- カ パスポート
- キ 年金手帳
- ク 運転免許証以外の国家資格を有する者については、その免許証又は登録証等

第7条 研修期間

原則として8か月以内に終了することとする。ただし、やむを得ない場合については1年6か月の範囲内で終了することとする。

第8条 補講の取扱い

受講は、全日程に参加し履修することが基本であり、欠席者、遅刻者には履修を認めない。但し、やむを得ない事情と認められる場合に限り、当法人にて補講を実施する。尚、補講は、講義・演習にかかわらず補講1回について補講料として3,000円を徴収する。

第9条 受講の取消し

次の各号1つでも該当する場合、受講を取り消すことがある。

尚、受講を取り消した場合であっても、当該受講者への授業料等の返還は行われない。

- ア 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みが無いと認められる者
- イ 研修の秩序を乱したり、その他受講者としての本分に反した者
- ウ 理由なく無断欠席が2回以上の者

第10条 修了認定及び修了証書等の交付

全科目受講後、修了評価試験を実施し、試験問題の7割以上の正答を持って修了者と認定する。修了者は、「島根県介護職員初任者研修事業指定要領」に基づく修了証明書及び携帯用修了証明書を当法人において交付する。

第11条 修了者の管理

修了者は修了者名簿に記載し、島根県知事に提出する。

修了証明書等の紛失等があった場合には、修了者の申出により再発行を行う。なお、その際には発行手数料として、1,000円を負担するものとする。

第12条 情報の公表

情報開示するホームページのアドレスは下記のとおりとする。

<http://www.well-nc.or.jp/>

第13条 個人情報の取扱い

研修の実施に当たり、個人情報については下記により適正な管理を行うこととする。

- ア 事業実施により知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。

イ 受講者が実習等で知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう受講生の指導を行う。

第 14 条 苦情に対する対応

研修に関して、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。

連絡先：社会福祉法人ウエル NC

苦情対応者 和田 由実子

役職 たてがみの郷・あんきな 施設長

TEL.0854-85-8181 FAX.0854-85-7575

第 15 条 研修事業執行担当部署

本事業は、当法人介護職員初任者研修事務局で行う。

社会福祉法人ウエル NC 介護職員初任者研修事務局

研修担当者 吉田 洋子

〒699-2211 島根県大田市波根町 1290-1

TEL.0854-85-8181 FAX.0854-85-7575

第 16 条 その他研修に係る留意事項

この要綱に定めるもののほか、実施にあたっての必要な事項は当法人が定める。

第 17 条 付則

この要綱は、平成 28 年 7 月 28 日から施行する。